

## 小牧市地域協議会市民会議設置要綱

平成24年3月30日  
23小協第332号

### (設置)

第1条 区より広域で効率的かつ効果的に地域活動を展開し、地域住民や地域団体等の協働により安心して暮らし続けられるまちづくりの推進を目的とする地域協議会の創設等に関して調査検討するため、小牧市地域協議会市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域協議会の制度の設計及び改善に関すること。
- (2) 地域協議会が実施する事業への助言等に関すること。
- (3) その他市民会議設置の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 区長会の代表者
- (2) 各種地域団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 市民会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決する

ことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 市民会議は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

5 市民会議の会議は、公開する。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、市長公室協働推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。